

2/28
五福

自民党改憲案の論点

シリーズ

識者に聞く

自民党改憲案では、緊急事態条項の創設の口実として「災害対策」を強調しています。その問題点について阪神・淡路大震災以来、災害問題に取り組んできた弁護士永井幸寿さんに聞きました。(聞き手 中相賢一)

災害への備え

日本国憲法には国家緊急権がありませんが、災害に対して何も準備がないかというところではありません。二つあります。

一つは、参院の緊急集会で、衆院が解散されているときに大災害が起きたら、参院を国会の代わりに機能させます。もう一つが、憲法76条3項の政令への罰則の委任の制限などがある可能性があります。

弁護士 永井 幸寿さん

改憲論議の出番ない



1955年 日本弁護士連合会会長。著書『Q&A』(明石書店)など。

がれきの撤去も

自民党や「日本会議」の人はよくがれきの中に軍用が入っていて撤去ができない」といいますが、同法64条2項で、市町村長は災害を受けた工物や物件に対し、除去その他の「必要な措置」をとることができ、所有者の同意なしで撤去でき、市場価値がなければ廃棄できます。

自衛隊のヘリコプターが緊急着陸するとき、土地の所有者がわからないとあります

が、64条1項では、他人の土地、建物を一時使用し、若しくは収用できる。さらに家中に人が閉じ込められ、助けを求めず命を救えないともいうが、「必要な措置」には必要最小限度の破壊も含みます。法律として完備しており、不足はありません。

緊急事態条項がないから困るというのではないのです。これに対し、医療、建築、法律などの災害の専門家が口をそろえる災害対策の大原則は「準備していないことはできない」ということです。

原発事故が起きたとき、避難ルートをとるか、放射線が来たときのサフのルートをどうするか、放射線が来たときどうするか、車道やドライバーをどう確保するか、いったん避難した後の生活再建をどうするか。それらは全く防災計画で策定していません。もちろん計画への住民参加もなく、訓練もなかった。

権力より準備を

国家緊急権とは災害が起ったから権力を集中する制度ですが、いくら強力な権力があっても準備していないこと害になったか」という質問に、96%にあたる28自治体が「準備にならない」と答えました。「準備になった」と答えた自治体も、その理由として「がれきの処理で財産権の制限」をあげました。「市町村」の役割分担は「どうするか」との問いに、「市町村主導」と答えた自治体は79%の19自治体、「場合による」が13%の3自治体、「国主導」が1自治体(未回答が1自治体)でした。

「市町村の権限は強化すべきか」という問いに、「権限強化」と答えたのが6自治体、「現状維持」が17自治体、「権限軽減」が1自治体でした。

日本弁護士連合会は2015年9月、東日本大震災の被災3県(宮城県12市町村、宮城県15市町村、福島県10市町村)の37市町村に対して行った災害対策、災害対応についてのアンケートを今年4月に発表しました。

日弁連被災3県アンケート 憲法は「障害」でない

24の自治体のうち「憲法は障害」を寄せたアンケートに回答を寄せた